平成２７年（フ）第２７２８号
大阪市鶴見区放出東３丁目11番９号　サンポーハイツ202号
債務者　木村　秀勝
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６６号
千葉県柏市明原３丁目16番18号　ジュネパレス柏第44―205号
債務者　山田　善紀
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３０５号
千葉県我孫子市柴崎台１丁目１番８号　110号　ベルピア天王台第１－２
債務者　種本　祐一
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６１号
山口県宇部市大字妻崎開作1072番地14
債務者　宮内　幸雄
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１４５号
沖縄県那覇市松川１丁目６番22号　ハイム25405
債務者　砂川貴美子（旧姓翁長・平安山）
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１７０号
沖縄県那覇市繁多川５丁目17番10号　メゾンシャルマン202
債務者　石原　久男
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１８１号
沖縄県那覇市三原２丁目22番７－505号　パークグレイシャスみはら
債務者　日髙　瑞希
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３５６号
仙台市青葉区小松島新堤10番27号　ロフティニューモートⅠ―102
債務者　阿部眞由美
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４１号
茨城県日立市西成沢町４丁目24番24号
債務者　小谷まゆみ
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第５２号
茨城県日立市十王町高原333番地６　聖孝園、前住所茨城県日立市東町３丁目６番４―202号
債務者　佐藤　克夫
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第７１号
長野県上水内郡信濃町大字野尻276番地６
債務者　丸山　雅貴
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７１号
長野県上田市天神２丁目４番63号
債務者　山邊　富子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第２５号
岐阜県加茂郡八百津町潮見1344番地５、前住所岐阜県恵那市大井町2714番地387
債務者　舘林　広樹
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第３９５号
神戸市長田区山下町１丁目４番９号シンメイハイツ101号
債務者　福井　敦子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９９号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―418号
債務者　山本　宏敏
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３４７号
兵庫県尼崎市武庫川町３丁目17番地の４　ネオディ武庫川302
債務者　芳野　千鶴（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３５８号
兵庫県芦屋市上宮川町10番１―205号
債務者　中原勢津子（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係